

用語	定義等
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
市町村国民保護計画	国民保護法第35条に基づき市町村が作成する国民の保護に関する計画
指定地方公共機関国民保護業務計画	国民保護法第36条に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画
指定都市	地方自治法第252条の19第1項の指定都市 本県においては、横浜市及び川崎市
生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所） として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画
特定事業所	石油コンビナート等災害防止法第2条第4号及び第5号に定める第一種事業所及び第二種事業所
特定事業所等	特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所
特定物資	救援の実施に必要な物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
特別防災区域	石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の石油コンビナート等特別防災区域
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃